

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付
農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書

整理簿番号 ※

平成 ____年 ____月 ____日

税務署
受付印

____ 税務署長殿 千

届出者 住 所 _____

氏 名 _____ ⑩ 電話 _____

租税特別措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、
平成 ____年 ____月 ____日に 賃借権等の消滅
耕作の放棄 があり、新たな特定貸付けを行いましたので、
同条 第2項
第4項 の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。

※印は記入しないでください。

1 被相続人等に関する事項

被相続人	住 所	氏 名
届出者が被相続人から農地等を相続(遺贈)により取得した年月日		昭 和 平 成 年 月 日

2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏 名 又は 名 称
特定貸付けを行った年月日	平成 ____年 ____月 ____日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間 自：平成 ____年 ____月 ____日 至：平成 ____年 ____月 ____日
存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。) ...(事情の詳細).....		
上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。		

3 新たな特定貸付けに関する事項

新たに借り受けた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏 名 又は 名 称
新たな特定貸付けを行った年月日	平成 ____年 ____月 ____日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の 新たな存続期間 自：平成 ____年 ____月 ____日 至：平成 ____年 ____月 ____日
賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうち上記の者へ新たに特定貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。		
上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。)		
(1) 農地保有合理化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け		
(2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け		
(3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け		

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(裏)
記載方法等

この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第32条の規定による通知又は公告があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等につき次のA又はBに掲げる新たな特定貸付けを行ったときに引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな特定貸付けを行ったごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

A 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行ったとき

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内

B 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行ったとき

新たな特定貸付けを行った日から2月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

- 1 この届出書の本文中の「賃借権等の消滅」又は「耕作の放棄」は、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」及び「第4項」の文字を、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」及び「第2項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- 3 この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- 4 この届出書の添付書類は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 5 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合で、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。
- 6 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。